

TaxFlash



税務上の優遇措置に関する新たな施行規則

所得税法(No.36/2008)第 31A 条に基づく税務上の優遇措置に関する政府規則 No.18/2015(以下「政府規則第 18 号」)の公布に続き、政府規則第 18 号に規定される各政府機関の役割に関連する施行規則が以下の各政府機関により公布されました。

1. 財務省:2015 年 4 月 28 日付けで、財務省内における当該優遇措置の承認手続とコンプライアンス違反に対する罰則を規定する財務大臣規則 No.89/PMK.010/2015(財務大臣規則第 89 号)を公布
2. 投資調整庁(Badan Koordinasi Penanaman Modal/以下「BKPM」):2015 年 5 月 5 日付けで、納税者の申請手続、および納税者の申請に関する関係機関間の協議の取りまとめの詳細を規定する BKPM 長官規則 No.8/2015(以下「BKPM 長官規則第 8 号」)を公布
3. 工業省:2015 年 5 月 7 日付けで、工業省の管轄下におかれる指定ビジネスセクターに対する投資要件を規定する工業大臣規則 No.48/M-IND/PER/5/2015(以下「工業大臣規則第 48 号」)を公布
4. エネルギー・鉱物資源省:2015 年 5 月 25 日付けで、エネルギー・鉱物資源省の管轄下におかれる指定ビジネスセクターに対する投資要件を規定するエネルギー・鉱物資源大臣規則 No.16/2015(以下「エネルギー・鉱物資源大臣規則第 16 号」)を公布

政府規則第 18 号および財務大臣規則第 89 号の詳細は、私どもの TaxFlash 2015 年 13 号と 2015 年 15 号をご参照ください。以下に、BKPM 長官規則第 8 号、工業大臣規則第 48 号およびエネルギー・鉱物資源大臣規則第 16 号の詳細をご紹介します。

A. 関連大臣が規定する投資要件(工業大臣規則第 48 号およびエネルギー・鉱物資源大臣規則第 16 号)

税務上の優遇措置に関して、既に廃止となった政府規則 No.52/2011(以下「政府規則第 52 号」)と比較して、政府規則第 18 号は当該優遇措置の適用を希望する投資家に対して以下のとおり大まかな基準のみを規定しています。

- a) 投資額が高額である、もしくは輸出目的の投資であること
- b) 労働力の利用度が高いこと、または
- c) 現地調達率が高いこと

政府規則第 18 号では、各指定ビジネスセクターおよび/または地域に対してこれ以上の詳細な要件が課せられることはなく、それらの要件の決定については関連する各大臣にその権限が一任されています。政府規則第 18 号で規定される指定ビジネスのほとんどは工業省とエネルギー・鉱物資源省の管轄下にあるため、これまでのところ、工業大臣とエネルギー・鉱物資源大臣が独自の詳細要件を公布した初めての大臣となっています。

1. 工業大臣規則第 48 号

工業大臣規則第 48 号では、既存の指定ビジネスセクターおよび/または地域に関して、政府規則第 52 号で規定されていた詳細要件を一般的に適用しています。有機化学産業や鉄鋼産業(最終製品の性質に応じて最低投資額が増加または減少する業界)等については、事業自体の戦略的価値を考慮して要件が変更されています。ジャワ島以外で操業するパルプ産業には、依然として 2 兆ルピア以上の投資が必要であり、最高水準の投資要件が課せられています。一方で、船舶および浮体構造物の修理サービス業は、投資額の要件が 200 億ルピア以上またはインドネシア人従業員数 50 人以上に引き下げられ、要求基準が最も低い産業となっています。

現地調達(すなわち、原材料、補助材料、または機械)について、工業大臣規則第 48 号では、特に現地調達率 20% 以上を要件としています。これはすべての事業に該当します。

政府規則第 18 号に規定されている場合、産業によっては投資額、労働力利用度および現地調達率に係る要件の他に、以下の要件にも従わなければなりません。

- a) 中小企業とパートナーシップを組むこと
- b) 総合産業の形態と取ること
- c) 技術移転を行うこと
- d) 環境に配慮した技術を使用すること、および/または
- e) 先進的な技術を使用すること

工業大臣規則第 48 号では、上記要件の詳細な定義と範囲が明記されています。

2. エネルギー・鉱物資源大臣規則第 16 号

工業省管轄下の事業とは異なり、エネルギー・鉱物資源省管轄下の事業に対する投資要件は政府規則第 52 号では明確に規定されていませんでした。エネルギー・鉱物資源大臣規則第 16 号の公布を通じて、エネルギー・鉱物資源省は、製錬所建設の最低投資額を平均で 1,000 億ルピアに設定する等、全体的な基準を明確化しました。液化天然ガスの再ガス化事業は、投資額 1 兆ルピア以上、または現地調達率 25% 以上のいずれかが要求されるため、最高水準の投資要件が定められている産業です。一方で、投資要件が最も低い産業には国内向けの発電事業が挙げられ、投資額 300 億ルピア以上またはインドネシア人従業員 100 人以上が要件となっています。

工業大臣規則第 48 号およびエネルギー・鉱物資源大臣規則第 16 号の詳細は、PwC インドネシアの貴社担当者までお問い合わせください。

B. BKPM 長官規則第 8 号

工業大臣規則第 48 号またはエネルギー・鉱物資源大臣規則第 16 号に規定される投資要件を満たす場合、適格法人納税者は BKPM に税務上の優遇措置を申請することができます。必要根拠書類および手続文書の標準書式については BKPM 長官規則第 8 号に規定されています。この申請手続は、従来は財務大臣規則 No.144/PMK.011/ 2012 (政府規則第 89 号の発効により既に廃止)により規定されていました。提出された申請書に対しては、BKPM が説明手続を実施します。

申請を支援するために、工業省またはエネルギー・鉱物資源省の担当者から申請者へ投資要件に照らした適否判断、並びにビジネスセクターおよび最終製品の適合性に関する文書が送られます。

申請書が受理されると、BKPM は以下の機関の代表者との間で三者間協議を開きます。

- a) BKPM
- b) 申請者のビジネスセクターを管轄する関連省庁
- c) 財務省管轄下の国税総局 (DGT) および同省の専門職員

三者間協議により、BKPM 長官を代表する形で以下のいずれかの決定が下されます。

- a) 承認された納税者の申請書に関して財務省に推薦を行う
- b) 納税者の申請を却下する、または
- c) 決定を延期する。この場合、BKPM は申請書について最終的な判断を行うために二度目の三者間協議を開催する

三者間協議(該当する場合は二度目の協議を含む)の決定は、納税者の申請書に対する BKPM による説明手続の終了日から 15 営業日以内に下すことが義務付けられています。

また BKPM 長官規則第 8 号では、政府規則第 18 号または財務大臣規則第 89 号で既に規定された複数の事項を明確にするため、以下の内容が追記されました。

- a) 財務省内で手続中の、政府規則第 52 号に基づく申請書の処理にはやはり三者間協議の実施が必要となる。ただし、最終決定は政府規則第 52 号に依拠する。
- b) 財務省からタックスホリデーの申請を却下された納税者は、タックスホリデー却下通知を添付したタックスホリデー申請書を使って税務上の優遇措置を BKPM に申請することができる。
- c) タックスホリデー申請を取り下げる納税者は、BKPM 長官規則第 8 号に基づく税務上の優遇措置の申請書を新規で提出し、タックスホリデー申請取下書を添付しなければならない。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等ございましたら、PwC の貴社担当者までお気軽にお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis

abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo

adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto

adi.pratikto@id.pwc.com

Ali Widodo

ali.widodo@id.pwc.com

Alexander Lukito

alexander.lukito@id.pwc.com

Andrias Hendrik

andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson

anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik

anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya

antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan

ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold

brian.arnold@id.pwc.com

Enna Budiman

enna.budiman@id.pwc.com

Engeline Siagian

engeline.siagian@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah

gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra

gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hendra Lie

hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan

ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita

laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman

lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto

mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret

margie.margaret@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon

parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Paul Raman

paul.raman@id.pwc.com

Peter Hohtoulas

peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita

runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara

ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie

soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali

sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim

suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson

tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung

tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini

yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja

yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah

yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.